

郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第43号

郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年郡山市条例第44号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の郡山市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定は、旧条例第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けている者又は受けようとする者については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号。以下「復興庁設置法等改正法」という。)第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「旧復興特区法」という。)第37条第1項又は第39条第1項の規定により令和3年4月1日前に本市の指定を受けた個人事業者又は法人が、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、旧復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域(以下「旧復興産業集積区域」という。)内において旧復興特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業(復興庁設置法等改正法第3条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号。以下「旧福島特措法」という。)第74条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は旧復興特区法第2条第3項第2号ロに掲げる事業(旧福島特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の用に供する施設若しくは設備(やむを得ない事情により令和3年3月31日までに、新設し、又は増設して、これらの事業の用に供することができなかったものとして東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年財務省令第27号)附則第2条で定めるものに限る。)又は所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第10条の5第1項に規定する開発研究の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(やむを得ない事情により令和3年3月31日までに、新設し、又は増設して、開発研究の用に供することができなかったものとして同省令附則第3条で定めるものに限る。)を新設し、又は増設して、これを旧復興産業集積区域内においてこれらの事業の用に供した場合における前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定の適用については、旧条例第2条中「平成33年3月31日までの間に、」とあるのは、「令和6年3月31日までの間に、」とする。